



循環経済の実現に向けて

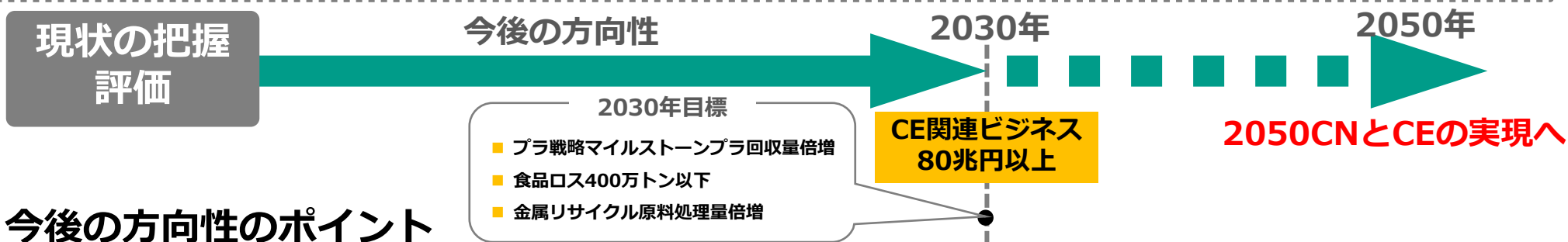
2023年3月7日

環境省 環境再生・資源循環局



背景・経緯

循環基本法に基づき、平成30年に策定した第四次循環基本計画では、2年に1度のペースで施策の進捗点検を行うこととしている。加えて、令和3年策定の地球温暖化対策計画では、**カーボンニュートラル (CN) の実現に向けて、循環経済 (サーキュラーエコノミー; CE) への移行を加速するための工程表**の検討を行うこととしていた。このため、令和3年12月より、中央環境審議会で計画の進捗点検を行い、点検結果を踏まえた**今後の方向性の部分**を、**令和4年9月に循環経済工程表として取りまとめた**。今後、**次期循環基本計画の策定に向けた検討を進める**。



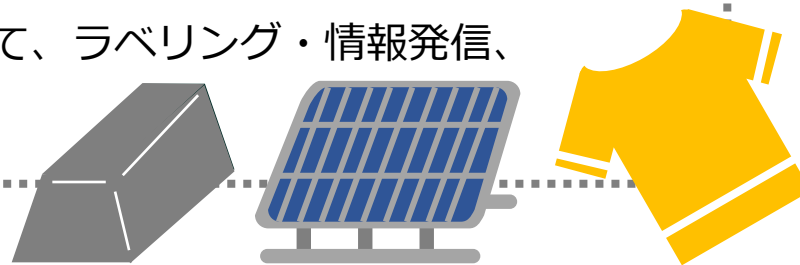
今後の方向性のポイント

1. プラスチック・金属資源：

- ✓ プラスチック資源循環法に基づく 3R+Renewable (バイオマス化・再生材利用等) を推進
- ✓ 経済安全保障の観点から、レアメタル等の金属資源の国内外でのリサイクルを推進

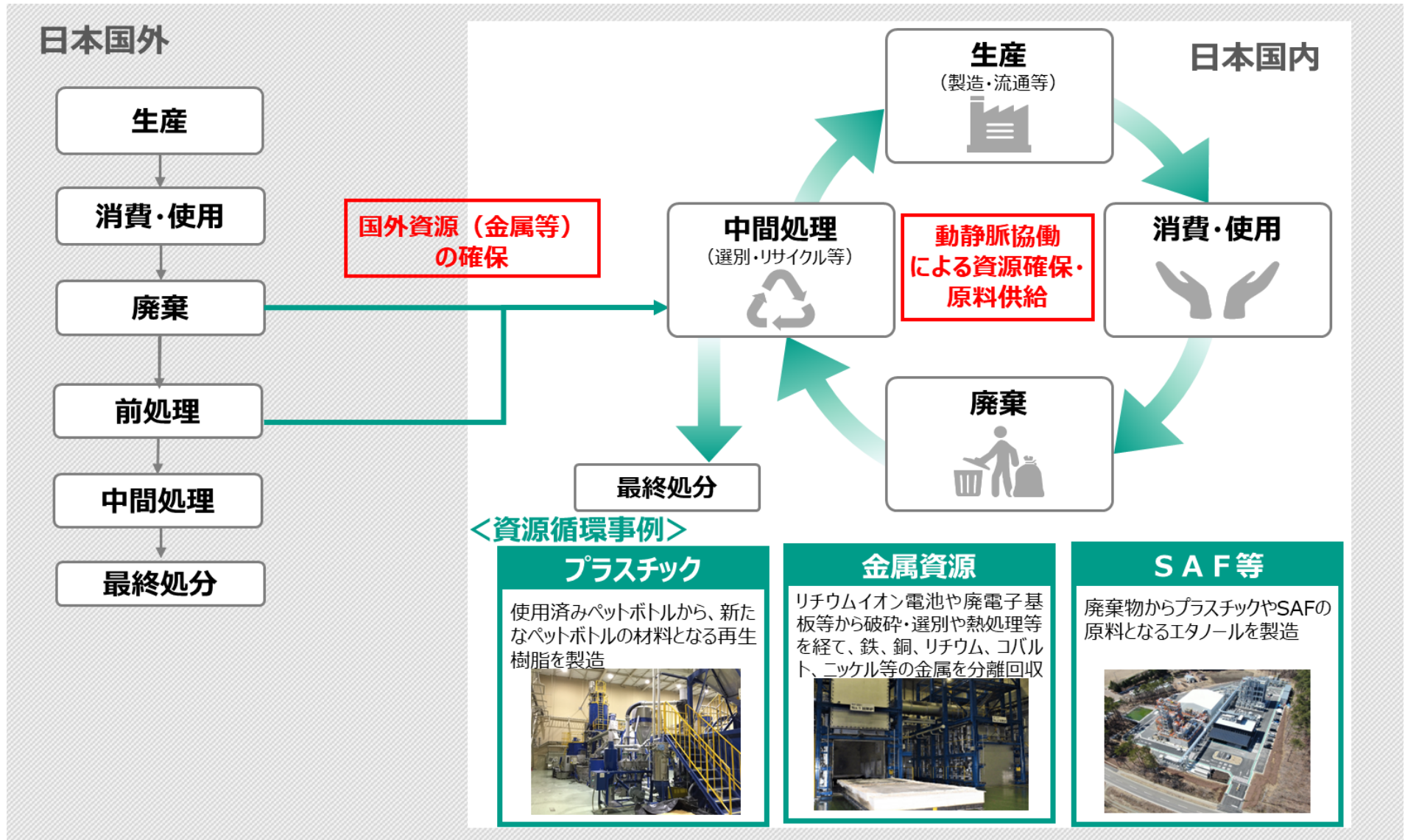
2. 太陽光発電パネル：リユース・リサイクルを促進するため、速やかに制度的対応を含めた検討。

- ### 3. ファッション：サステナブル・ファッションの実現に向けて、ラベリング・情報発信、新たなビジネスモデル、環境配慮設計等を推進。



GX実現に向けた動静脈協働による資源循環

脱炭素製品に必要な**資源**の回収・リサイクルを促進



脱炭素×産業競争力・経済安全保障の強化に貢献

プラスチック汚染対策に関する条約交渉について



● G20大阪サミット

- 日本主導で大阪ブルー・オーシャン・ビジョンを共有：「2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す。」

● 2022年3月 国連環境総会 (UNEA)

- 海洋プラスチック汚染対策に関する条約策定に向けたINC (政府間交渉委員会) の設置を決議

決議「プラスチック汚染を終わらせる：法的拘束力のある国際文書に向けて」

- 条約づくりのための政府間交渉委員会 (INC) の設立を決定。2022年後半交渉開始、24年末までに作業完了
- 条約の内容：持続可能な製品設計、廃棄物適正管理、国別行動計画の策定・実施・更新 など

● 2022年11月～12月 政府間交渉委員会第1回会合 (INC1) @ウルグアイ

- 議長 (ペルー前外相) が選出され、交渉が正式に開始 (約150か国から2300人以上が参加)
- 各国・地域の発言から、条約策定の方向性や今後の論点が見えてきた。

(概ね一致)

- 条約の目的は、人の健康、生物多様性及び環境を保護することとすべき
- 世界共通の目標設定が必要、国別行動計画の策定・報告・評価の仕組み、各国の取組の透明性が重要
- プラスチックの製造から廃棄まで、ライフサイクル全体で取り組むことが重要。科学的知見の集積・共有が重要

(今後の論点)

- プラスチックの製造段階における取組は、世界共通で規制すべきか、各国に委ねるべきか
- 能力面・技術面・資金面での支援のあり方・規模

● 2023年- 5月 INC2 (仏)、11月 INC3 (ケニア)

● 2024年- 4月 INC4 (加)、10/11月 INC5 (韓) 条約採択を目指す

策定の趣旨

- 本ガイダンスは、サーキュラー・エコミー（Circular Economy, 以下、CE）への移行を加速するため、CEに特化して政府が策定する“**世界初**”の開示・対話のための手引き。（2021年1月環境省・経済産業省策定）
- **企業と投資家・金融機関（以下、投資家等）の間で対話・エンゲージメント（以下、対話）を促し、適切にファイナンスを供給することで、技術・ビジネスモデルのイノベーションを推進。**
- TCFD提言など広く認知・活用されている枠組みを参考として、**当該分野における開示・対話のポイントを提示。**
- 今後、ESG開示フレームワークの調和が国際的に進む中、様々な機会を捉えて国内外に向けて情報発信し、**本ガイダンスのグローバルな活用拡大を図る。**

